

令和7年竹田市農業委員会第12回総会議事録

1. 日 時 令和7年12月5日（金） 午後2時24分～午後3時13分

2. 場 所 竹田市役所 3階会議室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 9番 本郷 敦子
10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：馬場勇二、中村美智子 係長：伊藤慎弥

6. 議事

議案第81号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 15件

議案第82号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 9件

議案第83号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について（公社へ所有権移転） 1件

議案第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 8件

議案第85号 非農地証明について 8件

会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は12人で定足数に達しています。

（14時24分）

議長

只今から令和7年竹田市農業委員会第12回総会を開会いたします。本日の議事日程はタブレットに配信しております日程表により運営いたしますのでご了承願います。それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は12番 後藤恵美子委員、1番 山本昭雄委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第18号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第81号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計
画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 15件

議案第82号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 9件

議案第83号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促
進計画の要請について（公社へ所有権移転） 1件

議案第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 8件

議案第85号 非農地証明について 8件

以上41案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第81号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。議案の説
明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第81号は、農地中間管理事業により土地所有者である貸出し人から大分県農業農村振興公社を介し、借り受け
人へ権利の設定を行うものです。議案書の右端の備考欄に貸付調書のページを記載しています。各筆の詳細等はタブ
レットの第12回総会議案書議案第81号 貸付調書で確認をお願いします。

1番の案件は、3人の貸出し人から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定
理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書1ページをご確認ください。

2番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。詳細は貸付調書2ページをご確認ください。

3番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、15年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。詳細は貸付調書3ページをご確認ください。

4番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書4ページをご確認ください。

5番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書5ページをご確認ください。

6番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書6ページをご確認ください。

7番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書7ページをご確認ください。

8番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書8ページをご確認ください。

9番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書9ページをご確認ください。

10番の案件は、6人の貸出人から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の賃貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書10ページから12ページをご確認ください。

11番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書13ページをご確認ください。

12番の案件は、2人の貸出人から〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書14ページと15ページをご確認ください。

13番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書16ページをご確認ください。

14番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書17ページをご確認ください。

15番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。詳細は貸付調書18ページをご確認ください。

議長

只今、議案第81号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第81号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第81号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

議案第82号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。1の編入についてでは関連がありますので、1番から8番まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局

議案第82号の1の1番から8番までの案件は、基盤整備事業に係る農業振興地域農用地への編入のため一括して説明します。

1番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町馬場字茶屋ヶ原〇〇〇〇外1筆 合計面積3, 525平方メートル、2番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町馬場字茶屋ヶ原〇〇〇〇 面積1, 892平方メートル、3番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町馬場字茶屋ヶ原〇〇〇〇 面積588平方メートル、4番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町馬場字茶屋ヶ原〇〇〇〇外1筆 合計面積925平方メートル、5番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町馬場字茶屋ヶ原〇〇〇〇 面積179平方メートル、6番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町馬場字百刈〇〇〇〇外1筆 合計面積1, 297平方メートル、7番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町馬場字百刈〇〇〇〇 面積186平方メートル、8番の案件は申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市荻町馬場字百刈〇〇〇〇 面積660平方メートル、以上8件を基盤整備事業に取り組むため今回編入する計画です。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

1番から8番の農地は、農業振興のための基盤として将来にわたって農地として利用を確保する必要があるため編入に問題はないと考えます。

議長

続いて2の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第82号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が、申請地 竹田市久住町大字久住字西山田〇〇〇〇外12筆 合計面積8, 994平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことからも原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第82号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第82号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第82号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課は退席してください。ありがとうございました。

(14時47分)

議長

再開いたします。議案第83号大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第83号の案件は、所有者が規模縮小を希望しており近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、大分県農業農村振興公社へ所有権を移転するものです。

議長

只今、議案第83号について事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第83号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第83号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

議案第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字戸上字田頭〇〇〇〇外1筆 畑2筆 合計面積1, 304平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は71, 356平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第84号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター3台・耕うん機2台・移植機1台・管理機2台・マニアスプレッダー1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字戸上字田頭〇〇〇〇

○ 畑1筆 面積1, 308平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は71, 356平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第84番の2号の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター3台・耕耘機2台・移植機1台・管理機2台・マニアスプレッダー1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市荻町馬場字馬場〇〇〇〇外4筆 田5筆 合計面積11, 625平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は34, 662平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第84号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具はトラクター4台・田植機1台・その他所有しており、稻作・野菜・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字狩迫〇〇〇

○外1筆 田2筆 合計面積266.5平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は4,324.5平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第84号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字久住字金操〇〇〇〇 田1筆 面積1,634平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は134,788平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第84号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。田植えと稲刈りは臨時に一人、二人は加勢に来ています。農機具はトラクター1台・コンバイン2台・田植機1台所有しており、田植えからミニセンター玄米すりまでしています。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市久住町大字仏原字大北

〇〇〇〇 田1筆 面積461平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は461平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第84号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台所有しており野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字稼倉〇〇〇〇 田1筆 面積3,212平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は19,788平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第84号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台所有しており稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。補足ですが、労力は基本的に一人なんですが本人が高齢なので農繁期には子供さんが補助的な作業をしている状況です。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第84号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市直入町大字長湯字老野

〇〇〇〇 田1筆 面積1,746平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は12,443平方メートルです。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第84号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第84号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありますか。秦委員。

5番 秦志喜男委員

84号の1番と2番ですが、この3筆のうえに道路が走っているのは国道です。航空写真で見ると国道との間に農地らしきものがあるのですが、これは筆界の設定の相違なのでしょうか。それとも実際に何かあるのでしょうか。

事務局

地番図がずれているものと思います。実際には境は上の方と思われます。

議長

他にないですか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第84号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第84号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第85号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が

提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求める。1番の案件について、事務局に説明を求める。

事務局

議案第85号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字竹田字殿町〇〇〇〇外 1筆 登記地目 畑2筆 合計面積436平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成29年1月10日に相続した時点で昭和62年頃に建てられた建物があり現況は宅地となっています。顛末書が添付されています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

1月27日に中村次長、伊藤係長、秦委員、私の4人で現地調査を行いました。現地確認の結果、現況は宅地になっています。この写真はそこに建物があったのですがそれを取り壊した更地です。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第85号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地 竹田市大字植木字大地〇〇〇〇外1筆 登記地目 田2筆 合計面積2,233平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地〇〇〇〇は平成17年頃から、〇〇〇〇は平成3年頃から獣害がひどく耕作が困難となり現況は原野となっています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第85号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字会々字平〇〇〇〇外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積173平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡母が管理していましたが高齢のため昭和45年頃から耕作ができなくなり現況は原野となっています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は雑木が生えている原野になっています。現状からみて傾斜地でもあり農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第85号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字会々字鹿口〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積135平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡母が管理していましたが高齢のため昭和45年頃から耕作ができなくなり、現況は山林となっています。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第85号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字久住字道園〇〇〇〇 登記地目 田1筆 面積793平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、平成25年6月13日に相続した時点で平成7年に建てられた牛舎があり現況は宅地となっています。顛末書が添付されています。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第85号の6番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字仏原字大北〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積69平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成11年7月7日に相続した時点で取り壊された倉庫の基礎が残っており現況は雑種地となっています。顛末書が添付されています。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

6番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は雑種地になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第85号の7番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市直入町大字神堤字貫ヶ迫〇〇〇〇外2筆 登記地目 畑3筆 合計面積3,460平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が管理していましたが、高齢のため平成5年頃から耕作ができなくなり現況は山林および原野となっています。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

7番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は山林及び原野になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第85号の8番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市直入町大字上田北字下園〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積400平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成14年の基盤整備により残地となり道がなく耕作できなかったため現況は原野となっています。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

8番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第85号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第85号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第85号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和7年竹田市農業委員会 第12回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時13分)